

2016年11月号 (No.68)



### 今の特集

1. ストレスチェックの実施締め切りが迫っています！
2. 雇用保険適用拡大における65歳以上の資格取得について
3. 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

### 1. ストレスチェックの実施締め切りが迫っています！

「労働安全衛生法」が改正され、労働者数50人以上の事業場において、平成27年12月より年1回、ストレスチェックの実施が義務付けられました。

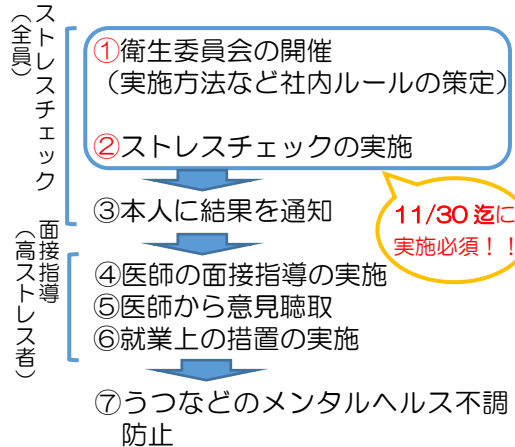
平成28年11月30日までに、初回のストレスチェックを実施する必要があります。実施締め切りが目前に迫っておりますので、ここでストレスチェックの制度、実施手順を再確認しましょう。

### 【ストレスチェック制度とは】

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる制度です。労働者が自分のストレスの状

態を知ること、ストレスを溜めすぎないように対処したり、職場改善につなげたりすることにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

### 【ストレスチェック制度の実施手順】



※下記の労働者については、ストレスチェックの実施義務の対象外です。

- ・契約期間が1年未満の労働者
- ・労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者

①、②については、**11月30日までに実施**する必要があります。結果通知や面接指導の実施までは含みません。

また、①から④までのストレスチェックおよび面接指導の実施状況について、1年に1回、**管轄の労働基準監督署へ実施結果報告書を提出**しなければなりません。ストレスチェックを実施後、報告書の提出までが求められておりますので、忘れずに提出しましょう。

提出時期については、事業終了年度の終了後など、**事業場ごとに設定して差し支えありません。**

### 2. 雇用保険適用拡大における65歳以上の方の資格取得について

65歳以上の方は雇用保険の適用対象外でしたが、平成29年1月1日より、下記の要件を満たす65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること

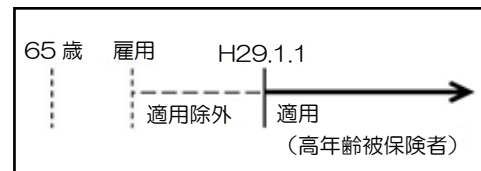
### 【適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の適用例】

- ① 平成29年1月1日以降に**新たに**雇用する場合  
⇒ 雇用した時点から高年齢被保険者となります。



- ② 平成28年12月末までに雇用し、平成29年1月1日以降も**継続して**雇用している場合

⇒ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、雇用保険資格取得届の届出が必要となります。



### 【高年齢求職者給付金について】

高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

### 【雇用保険料の徴収について】

高年齢被保険者は、平成31年度(平成32年3月31日)まで保険料徴収が免除となります。誤って保険料を徴収しないよう注意が必要です。

### 3. 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

過労死等のひとつの要因である長時間労働(過重労働)による健康障害等を防止するために、労働時間を適正に把握し、改善を図ることが重要です。

### ☆改善ポイント☆

- ① 時間外・休日労働時間の削減
- ② 年次有給休暇の取得の促進  
例：年次有給休暇を取得しやすい職場環境作り、計画的付与制度の活用など
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底  
例：健康診断の実施、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導など

この機会に、今一度、過重労働解消に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。



SATO 社会保険労務士法人福岡オフィス  
〒812-0016  
福岡県福岡市博多区博多駅南1-8-31  
九州ビル6F  
TEL : 092-292-8954  
FAX : 092-292-8964